

○工事等に係る入札及び契約情報等の公表に関する事務取扱要領

平成17年4月13日 管理者決裁

工事等に係る入札及び契約情報等の公表に関する事務取扱要領(平成13年7月31日管理者決裁)の全部改正

最近改正 令和6年12月26日

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、さらに、札幌市民への説明責任(アカウンタビリティ)の推進を図るため、別に定めがあるものを除くほか、札幌市水道局発注の工事並びに工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量業務(以下「工事等」という。)に係る入札及び契約情報等の公表に関する事務取扱要領を下記のとおり定める。

記

1 公表対象工事等

- (1) 次に掲げるものとする(公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、札幌市の行為を秘密にする必要があるものを除く。)。
 - ア 法第2条第2項に規定する公共工事(以下「工事」という。)で、その予定価格が250万円を超えるもの。
 - イ 工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量業務(以下「委託業務」という。)で、その予定価格が100万円を超えるもの。
- (2) 予定価格が、前項の規定を超えない工事等についても、この要領の規定に準じて、公表することができるものとする。

2 発注予定工事等の公表

- (1) 公表する事項
 - ア 工事等の名称
 - イ 工事等の施工場所
 - ウ 工期(履行期間)
 - エ 工事等の概要
 - オ 入札時期
 - カ 工事等の種別
 - キ 入札及び契約の方法
 - ク 金額区分
 - ケ その他必要と認める事項
- (2) 公表の時期

原則として、3月下旬において、翌年度に発注を予定する工事等を公表する。その際、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けることが見込まれる工事等については、札幌市契約公報にも登載するものとする。

また、追加公表及び公表事項の変更等については、総務部長が定める時期に公表する。

(3) 公表の手続

工事等担当部長(札幌市水道局工事施行規程(平成4年規程第10号)第2条第4号に規定する工事等担当部長をいう。)は、所管する部が施工を予定している対象工事等を、総務部長が定める期日までに契約基本システムにより、総務部長に提出する。

3 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する公表事項

(1) 一般競争入札の場合

ア 競争入札参加資格等

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

イ 入札告示において公表する事項

(ア) 工事等の名称、場所、種別及び概要

(イ) 入札執行日時

(ウ) 政令第167条の5の2の規定により定めた一般競争入札に参加する者に必要な資格

(エ) 総合評価落札方式を適用した場合における適用理由

(オ) 総合評価落札方式を適用した場合における落札者決定基準

ウ 契約相手方の決定後、速やかに公表する事項

(ア) 入札者及び落札者の商号又は名称

(イ) 入札者の各回の入札金額

(ウ) 落札金額

(エ) 低入札調査基準価格又は最低制限価格及び入札書比較価格

(オ) 政令第167条の10第1項の規定により落札者を決定した場合におけるその者を落札者とした理由

(カ) 政令第167条の10第2項の規定により落札者を決定した場合における最低制限価格未満の価格をもって入札した者の商号又は名称

(キ) 総合評価落札方式を適用した場合における落札者決定理由

エ 契約締結後、速やかに公表する事項

(ア) 契約相手方の商号又は名称及び住所

(イ) 工事等の着手の時期及び完成の時期

(ウ) 契約金額

(エ) 低入札価格調査の結果の概要

(オ) 入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

(2) 指名競争入札の場合

ア 競争入札参加資格等

(ア) 政令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(イ) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

イ 指名通知後、速やかに公表する事項

(ア) 工事等の名称及び種別

(イ) 入札執行日時

ウ 契約相手方の決定後、速やかに公表する事項

(ア) 指名した者の商号又は名称並びにその者を指名した理由及び指名に至る過程

(イ) 工事等の場所及び概要

(ウ) 入札者の各回の入札金額

(エ) 落札金額

(オ) 低入札調査基準価格又は最低制限価格及び入札書比較価格

(カ) 政令第167条の13において準用する政令第167条の10第1項の規定により落札者を決定した場合におけるその者を落札者とした理由

(キ) 政令第167条の13において準用する政令第167条の10第2項の規定により落札者を決定した場合における最低制限価格未満の価格をもって入札した者の商号又は名称

エ 契約締結後、速やかに公表する事項

(ア) 契約相手方の商号又は名称及び住所

(イ) 工事等の着手の時期及び完成の時期

(ウ) 契約金額

(エ) 低入札価格調査の結果の概要

(3) 随意契約の場合

ア 契約相手方の決定後、速やかに公表する事項

(ア) 見積書を徴取した者の商号又は名称

(イ) 見積者の各回の見積金額

(ウ) 決定金額

(エ) 見積書比較価格

イ 契約締結後、速やかに公表する事項

(ア) 契約相手方の住所

(イ) 工事等の着手の時期及び完成の時期

(ウ) 契約金額

(エ) 契約の相手方を選定した理由(政令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行った場合は、入札結果を含む。)

(4) 契約金額の変更を伴う契約変更の場合、契約変更後、速やかに公表する事項

- ア 工事等の名称、場所、種別及び概要
- イ 契約金額
- ウ 工事等の着手の時期及び完成の時期
- エ 変更の理由

4 公表方法

2及び3に掲げる公表事項の公表は、閲覧所を設け閲覧に供する方法及びインターネットを利用して閲覧に供する方法を併用するものとする。

ただし、契約締結後及び契約変更後に公表する事項は閲覧所を設け閲覧に供する方法のみによって公表する。

また、3(1)アおよび3(2)アにおける資格を有する者の名簿は、インターネットを利用して閲覧に供する方法のみによって公表する。

- (1) 閲覧所を設け閲覧に供する方法の場合の閲覧場所は、水道局総務部総務課契約係とし、閲覧時間は、本庁の通常の勤務時間内とする。
- (2) インターネットを利用し閲覧に供する方法の場合は、札幌市または札幌市水道局ホームページへの掲載もしくは札幌市水道局入札情報サービスを利用して行うものとする。

5 公表の期間

- (1) 発注予定工事等の公表

公示の日から発注予定年度の3月31日まで公表するものとする。

- (2) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表

- ア 競争入札参加資格者名簿

名簿の有効期間中、公表するものとする。

- イ その他

公表した日（契約締結前に公表した事項については、契約を締結した日）の翌日から起算して1年が経過する日まで公表するものとする。

6 留意事項

- (1) 公表の対象となる事項が法令等の規定により公表することができないものとされている場合にあっては、当該法令等の規定によることとする。
- (2) 公表の対象とならない工事等にあっては、契約締結権者が公表の必要があると認めるときは、公表を妨げるものではない。

附 則

この要領は、平成17年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年12月26日から施行する。